

申請及び利用までの流れ

1. 相談

社会福祉協議会にご相談ください。本人以外でもご家族や、行政窓口、民生委員さんを通じた問い合わせにも対応します。

2. 訪問

社会福祉協議会の専門員^(注2)がお宅を訪問し、ご本人と面接します。困っていることや生活状況を確認するとともに、契約ができるかどうかの調査をします。

3. 契約締結審査会

専門員が調査した内容をもとに、利用の可否を千葉県後見支援センター契約締結審査会で審査します。

4. 支援計画の作成・契約

審査会の決定を受け、専門員が本人の希望を確認しながら支援計画を作成します。その計画で良ければ契約をします。

5. 支援の開始

支援計画に基づいて生活支援員が^(注3)定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービスの利用援助や、預貯金の出し入れ、支払い代行を行います。

(注2) 専門員 …… この事業を利用するにあたり、ご本人の生活状況の確認や、契約までの調整・支援計画を作成する社会福祉協議会の職員のことをいいます。また、関係機関との調整や、生活支援員への指導も行います。

(注3) 生活支援員 …… 社会福祉協議会の推薦を受けて研修を修了した方で、利用者宅を定期的に訪問し、直接支援する人のことです。

ちょっと困ったお助け隊

内容

日常生活を営んでいく上で、専門業者に頼むほどではないが自分ではできない「ちょっと困った」をお手伝いします。

対象

利用については概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。

利用料

無料ですが、月1回を限度としています。(最高年12回まで)

利用例

- 電球を取り替えたい。
- テレビ、エアコン等のリモコンがきかない。
- タンスの上の荷物をおろしたい。

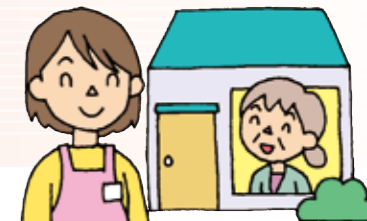
*15分以内に完了する「ちょっと困った」です。

利用の流れ

- ①困ったことが発生したらまず、当協議会へ電話でご相談ください。
- ②当協議会職員が内容を聞いて支援できるか判断します。
- ③お宅に訪問し、お手伝いします。



在宅ケアサービス事業



目的

市内に住んでいる高齢者・障がい者が住み慣れた地域の中で、日常生活で困ったときや介護で疲れたときに「利用会員」として登録・申し込みを行い、地域の中から参加したホームヘルパーなどの有資格者の「協力会員」が家事援助・介護などのサービスを有料で提供する会員制の相互扶助制度です。

会員

- ①利用会員 ①概ね65歳以上の方 ▶寝たきり高齢者等を介護している世帯
▶ひとり暮らし・高齢者世帯で福祉サービスを必要としている世帯
- ②概ね55歳以上の方 ▶身体に障がいがあり福祉サービスを必要としている方
- ②協力会員 ①社会福祉及びこの事業を理解し、熱意をもってサービスを提供できる方
②ホームヘルパーなどの資格をお持ちの方

利用日

月曜日～金曜日 9時00分～17時00分まで
(土曜・日曜・国民の祝日・年末年始は除きます。)

費用

- ①家事援助サービス…1時間850円
- ②身体介護サービス…1時間1,050円
- ③交通費…1回につき200円

申し込み

相談・依頼があった場合には事業所職員が訪問してお話を伺います。当協議会へお問い合わせください。

なお、利用する場合は事前に利用券を購入していただきます。
(1冊10枚綴り)

その他申し込み書類・健康診断が必要です。

利用券料金(10枚綴り)

- ①8,500円(家事援助サービス)
- ②10,500円(身体介護サービス)
- ③2,000円(交通費)

シルバーテレホン友愛サービス事業

内容

市内に住んでいるひとり暮らし高齢者の安否確認をボランティアの方の協力により行っています。月曜日から金曜日までの5日間(祝日・年末年始を除く)、10時から12時の間に、ボランティアの方が利用登録されている方のお宅に電話をして安否確認を行っています。



利用できる方

市内に住んでいる65歳以上のひとり暮らし高齢者。

費用

無料です。

申請・利用の手続き

- ①担当地区民生委員に申し込みください。
- ②利用者登録申込書をご記入いただきます。
- ③当協議会から利用される方にご連絡し、確認後に本事業の開始となります。

*なお担当地区民生委員が分からない場合や詳しい内容を確認したい場合は当協議会へご連絡ください。

利用にあたっての留意点

安否確認が目的であるので、不在の場合は確認がとれるまで電話を掛けますので、外出などの予定があり自宅を不在にする場合は、前もって、その旨のご連絡をお願いします。